

田原本町障害者活躍推進計画

策定の趣旨	障害者雇用における体制整備を進め、障害者である職員を含む全ての職員の働きやすい職場環境づくりに資するため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項に基づく障害者活躍推進計画を策定するものである。
機関名	田原本町
任命権者	田原本町長・田原本町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和8年3月31日
田原本町及び田原本町教育委員会における障害者雇用に関する課題	本町においては、これまでの積極的な採用活動により、町全体としては令和6年6月1日時点で法定雇用率を充足している状態である。 引き続き、法定雇用率を充足するためには、障害者雇用の促進を更に進めていく必要があり、これら職員の定着には一層の体制整備及び取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） ※田原本町及び田原本町教育委員会、両機関を合わせた田原本町全体の実質雇用率 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率を下回らない ※令和6年度の法定雇用率：2.8% （令和6年6月1日時点の本町全体の雇用率：3.16%） （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として人事課長を選任することとする。 ○障害者職業生活相談員として人事課職員を選任することとする。 ○役割分担及び相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行うこととする。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む）について、奈良労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させることとする。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、奈良労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案

	内を行い、参加を募ることとする。(過去に同講座を受講したことがない職員に限る)
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行うこととする。 ○必要に応じて面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行うこととする。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討することとする。 ○新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じることとする。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施することとする。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努めることとする。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わないこととする。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進することとする。
(4) キャリア形成	○本人の希望等を踏まえつつ、実務や能力向上等に資する研修に参加させる。
(5) その他の人事管理	○必要に応じて面談を実施し、状況の把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活

	用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じることとする。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進することとする。